

## はしがき

本書は、知的財産法を基礎からできる限り具体的にわかりやすく解説し、同時に、知的財産をどのように創成し、権利化し、活用するのが最も経営資材としての知的財産を活かすみちであるかなど、いわゆる知的財産戦略を考えるきっかけを与えることを目指した入門書である。人の知的活動から生じる価値のある財産は、法律学の観点から取り扱われることが多いように思う。しかし、そのほか様々な学問の観点から扱うことができる。そのなかで、本書では経営学的視点から知的財産を扱う見解に着目して、この見解をできる限り取り込んで知的財産の入門書を企画した。このような企画を立てるに至ったのは次の3つの事情からである。

まず、知的財産の研究をめぐる環境変化に着目する必要があると考えた点である。私は、日本で山田籙一、桑田三郎両教授の下で知的財産法を学んだ後、1979年1月から1980年9月にかけて当時の西ドイツのミュンヘン市にあったマックス・プランク無体財産法研究所に留学する機会を得た。この分野で世界的な水準にある研究所でバイアー (Prof. Dr. F. K. Beier) 所長、ラーン (Dr. G. Rahn) 主任研究員の指導の下で、世界の諸国から集められた若い研究者と交流し、大きな刺激を受けた。帰国後、北川善太郎教授の(後に、京都比較法研究所という財団法人になった)研究会や紋谷暢男教授が中心となっておられた発明協会の研究会などに参加させていただき、実質法的な研究にも若干足を踏み入れた。ところが、2015年3月に上記の研究所を訪れてみると、研究所の看板に「イノベーション」という文字が付け加えられていた。これは、経済・経営分野の学問からの知的財産に関するアプローチも念頭におき、場合によってはそれと対峙することを通じて、従来行ってきた法学的研究をさらに進め、それによって新たな社会的な要請に対応しようとする試みとみることができる。わが国の学問状況をもて知財専門大学院の研究、教育にも類似の傾向をみることができる。本書の執筆者の石田正泰氏と浅野卓氏は、知的財産法の専門家であるが、同時に知財経営学の研究者でもある。本書の特徴の1つは、知財に関

する経営学的な視点を盛り込んでいるという点にある。それが、知的財産といろいろな形で接点をもっている社会人や今後接点をもつことになるであろう学生にとっても有益であろうと考える。

次に、この企画の基礎となったのは、これまで4年間私が勤めてきた名古屋学院大学の地域志向教育研究(COC)に参加し、知的財産を名古屋市や愛知県の地域活性化に活かそうとしたことであった。COC自体は文部科学省のプロジェクトの一環であり、大学の所在する名古屋市熱田区を中心とした地域活性化を研究するとともに、それを教育実践にも活かしていこうとするものである。これは、地域商業まちづくり、歴史観光まちづくり、減災福祉まちづくりの3つの分野に分かれ、その範囲はきわめて広く、多様である。私たちの企画は、「アイデアからの地域活性化とビジネス創出」(2014年度)、「地域に根差す企業のための知財戦略とビジネスモデル」(2015年度)、「地域から世界に羽ばたく中小企業のための知財経営」(2016年度)というテーマで年4回の講演会、研究会を行うことであった。早稲田大学時代から知り合っており、このような研究の経験をもつ浅野氏を共同研究者に選んで研究を開始した。私がモデレータとなり、浅野氏が主として講演し、質疑応答の時間をできる限りたっぷりとり、参加者からアンケートなども取って講演内容が参加者の要望に応えるものになるように工夫した。第5章を執筆していただいた石田氏は、浅野氏の東京理科大学専門職大学院における恩師であり、2015年度の講演者の1人である。本書は、このような経験を活かし、2016年度の地(知)の拠点整備事業、地域施行教育研究の成果の1つとして公表するものである。知財を地域活性化に活かすという観点からも、本書を利用していただければ、企画者としてこれに過ぎる喜びはない。

最後に、本書は、知的財産法を法学部の2単位科目として講義し、または、経営学部その他の学部で2単位の知的財産に関する講義をするのに使いやすい教科書を提供することを目指して企画された。私は、これまで知的財産法の講義をした経験がまったくないわけではないが、本来国際私法学を中心に研究してきた者であるから、2単位科目の知的財産法を講義した経験がなかった。既刊のどの教科書を使用するか非常に迷った。その中で最も良いと思われるものを選んで教科書に指定したが、学生にとって少し難しすぎるようで、説明のた

めの資料やレジュメを配布するなどよりわかりやすくする工夫をしなければならなかった。その際に、早稲田大学法学研究科博士課程における私の指導学生であった中山真里氏の大阪経済大学でのパワーポイントの資料を参考にさせていただいた。本書の執筆者として中山氏に加わっていただいたのは、そのこととも関連する。「知的財産と国際関係」の章については、日本の特許庁、ジュネーブの世界知的所有権機関（WIPO）、ニューヨークの国連本部でも勤務経験を積み、2017年度から私の後任として名古屋学院大学の法学部知的財産法担当教授に赴任された菱沼剛氏に執筆を依頼した。

これらによって本書が知的財産に興味をもつ学生や社会人にわかりやすく、親しみやすいものになったかどうかは、私には現時点ではわからない。この種の書の執筆には、執筆者間の十分な討論や打ち合わせが不可欠である。ところが、種々の事情から執筆内容の執筆者全員による検討や調整をする機会をもつことができなかった。その点では不十分ではなかったかという不安が残る。本書が多くの人に読まれ、教科書等として使われることを期待している。

本書の刊行にあたり企画段階から最終校正に至るまで法律文化社の田麿純子社長に懇切なご配慮を賜った。心からお礼を申し上げる。

2017年3月1日 木棚 照一